



質問

イまたはロの方法で管理組合の財産を管理する場合、保管口座から自動振替（又は送金）で支払いしてよいですか。

（相談概要）

イまたはロの方法で、保管口座に移換された管理費用の残額から、自動振替（又は送金）の方法により、管理に要する費用（例えば、水道光熱費）を支払うことは可能ですか。



回答

管理組合の判断により、自動振替（又は送金）で支払うのであれば、差し支えありません。

<ご利用上の注意>

- 本相談事例は、会員が予め同意したシステム利用規約に基づき、会員専用コンテンツとして提供するものです。
- 本相談事例は、会員の業務の参考に資するため、一般的事例に対する一定の見解を述べたもので、個別事例に直接対応するものではありません。
個別事例に対処する場合は、別途、弁護士等専門家の見解を得ることを推奨します。
- 本相談事例は会員の内部使用に供するものであり、内容の改ざん、第三者への提供を目的とした無断複製、無断転載、または出版、頒布等、内部使用目的の範囲を越えた利用を禁じます。